

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 子育て支援課
委託業務番号	令和4年度 長子放第78号
委託業務名称	放課後児童クラブ発達しょうがい児ケアマネジメント業務
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	本事業は、放課後児童クラブに通所する児童で、発達しょうがい等により支援が必要なケースについて、放課後児童クラブ支援員に対する個別支援計画策定等の支援を行うもの。
履行期間	令和4年7月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年7月1日
契約額(税込)	608,638円
契約の相手方	[所在地又は住所] 長浜市富田町431番地5 [商号又は名称] 社会福祉法人 湖北会 理事長 北野 憲一
契約相手方の選定理由	本契約の性質又は目的が以下の理由により、競争入札に適しないものに該当することから、一者随意契約の方法によることとした。 (1)障害福祉サービス指定計画相談支援事業所かつ滋賀県発達障害者支援キーパーソン養成事業及び滋賀県認証発達障害者ケアマネジメント支援事業修了者の所属する法人は、本市内に当該法人のみのため。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>